

学習支援事業における児童虐待予防の可能性

—寄り添い型学習支援の支援者へのインタビューより探る—

武田 玲子

I はじめに

(1) 児童虐待と貧困の関連について

戦前の児童保護事業の時代には、間引き・棄児等の家族を起因とする児童虐待に加え、児童労働・人身売買等の貧困を起因とする児童虐待の横行があり、一部の研究者によって、児童虐待と貧困の関連を認識した実践が行われていた(賀川 1920; 三田谷 1928)。しかし、戦後、児童福祉法が成立し、戦災孤児対策などの混乱期をへて、高度経済成長期には健全育成等が課題とされ、児童虐待と貧困の関連については、社会的に直目されてこなかった。

1970年代になり、コインロッカー事件、心中事件など子どもが死亡に至る事件が頻繁に起こり、子どもの置かれている状況の厳しさはマスコミで報道された。高度成長期には、母子心中事件等が報道され、孤立し追い詰められる母親の存在が明らかになり、育児不安という言葉が用いられるようになった。1980年代に入り、児童虐待の対応として、民間の先駆的な活動がいくつか始まった。1990年には大阪に「児童虐待防止協会」が、1991年には東京に「子どもの虐待防止センター」が設置された。

一方、児童相談所では、児童虐待は、貧困家庭の養護問題、非行問題として認識され、1981年『児童相談所事例集(第13集)』(厚生労働省 1981)において、児童虐待をテーマに特集されている。全国の児童相談所において、児童虐待

への対応が組織的に実施されるようになったのは、児童虐待の増加が社会問題となり、1990年に児童虐待の統計が開始されてからであった。2000年「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、法的介入によるアプローチが重視されるようになった。しかし、児童虐待対応として適切な介入と支援ができないため、死亡事件にいたる重大事件が多発し、2005(平成17)年より、死亡事例の検証が始まった。第1次検証報告においては、24件25人死亡(平成15年7月1日～同年12月末日児童虐待による死亡事例)のうち、保護者の33.3%が経済的不安(失業・無職)であることが判明している(厚生労働省 2005)。

2014(平成26)年 第10次検証報告においても、49例51人死亡(平成24年4月1日～平成25年3月31日心中含まず)のうち「生活保護世帯」19.2%、「市県民税非課税世帯」15.4%、「市町村民税課税世帯(年収500万円未満)」46.2%(いずれも有効割合)と生活に困窮している世帯が多くを占めている。報告では、リスクとして留意すべきポイントとして、生活環境等の側面として、転居を繰り返し、孤立するとともに、生活上に何らかの困難を抱えていると指摘している。最重度の児童虐待に関する調査で、児童虐待のリスクとして経済的要因が明らかになっている(厚生労働省 2014)。

近年になり、子どもの相対的貧困率が16.3%(2012年厚生労働省データ)にのぼり、OECD加

盟34か国中25位という衝撃的な事実が明らかになった。子どもの貧困が注目されるようになり、その中で虐待と貧困の関連が指摘されてきた(阿部 2008、2014; 松本 2010; 浅井 2010)。児童虐待やネグレクトの社会環境的な要因について、アメリカで研究を行ってきた Pelton は、児童虐待やネグレクトを減らすためには、社会が貧困やその影響に積極的な方法で対処する必要性を主張している。その方法として、第一には、貧困そのものに直接的に取り組むことで、貧困を減らしたり無くしたりすること、第二に貧困から生じた社会環境的な困難性や物質的な欠乏状況に直接取り組むこと、第三は、貧困から生じるストレスに人々が対処することを援助する事であると述べ、必要なすべての家族に、社会サービスを提供する単独機能を持つ専門機関が存在するべきであると主張している(Pelton 2006:141)。

イギリスの実証的研究によると、低所得家庭の内部で、親は貧困の悪影響からできる限り自分の子どもを守ろうと精一杯奮闘し、特に母親、その中でも一人親の母親は、自分の子どものために、自分は物も活動も我慢して耐えることも辞さないという結果が報告されている。さらに、この守ろうとする姿勢が子どもの側にも見られ、ニーズや要求の自制、要求の引き下げ、遠足やクラブ活動と言った社会的活動を自粛し、社会的な排除に至ると指摘している(Tess Ridge:2010)。このように、貧困による影響は、親による一方的なネグレクトだけでなく、また、親側の我慢と同時に、子どもの側も自制することで、結果的に社会活動の経験の減少、社会的つながりを断ち、次第に孤立に至ると考えられる。

貧困と児童虐待の関連について、松本は、1つの家族に負いかぶさる複合的な不利が「お金がないこと」と結びついて強化されて、親

と子どもが追い詰められていく姿を指摘した。2008、2009年度の2ヵ年間、北海道の児童相談所の虐待受理事例の分析を行い、その結果、虐待発生の要因として①経済問題の経験、②離婚等家族関係の変動、③夫婦間の暴力、④子どもの障害、⑤親の精神疾患、⑥社会的孤立をあげている。障害や疾病など個々の問題に対する社会的支援がより充実し、家族の経済的困難に対応できる社会資源が十分にあれば、避けられる可能性もあり、予防の観点から、家族の生活基盤の安定そのものが重要な実践的課題としている(松本 2010)。

児童虐待と貧困の関連について、児童保護の時代から、戦後の状況、その後の児童虐待の社会的認知と法整備、死亡事例検証、さらに子どもの相対的貧困状況が指摘されている近年までを概観した。子どもへのネグレクトを減少させるためには、生活困窮家庭に対して、生活基盤の改善が重要であること、それにより、虐待予防になることが推測される。

(2) 生活基盤としての教育機会

子どもの貧困の研究で指摘されるように、生活困窮によって、親も子どもも生活を自粛、また、子どもは自主的な選択肢が少なく、保護者の選択や環境的な要因に左右されやすい。例えば、行事や部活に参加しない・入浴しない・朝食をとらない・ゴミを捨てないなど、ネグレクトの生活環境に陥りやすい。子どもは、基本的な生活習慣が身につかず、家庭学習の習慣もないことから、学力不足となり、いじめ・不登校・引きこもり・非行などに至ることは、周知のとおりである。

子どもにとって学習は学校場面では多くをしめており、学校に行く機会が減少すれば、学習機会及び社会的経験がより不足することになる。

学習支援事業における児童虐待予防の可能性

教育の効果に関する研究において、荻谷は、家庭的背景が学力に大きな影響を及ぼすことを明らかにし、教育における階層間格差の拡大も指摘している。特に、小学校より中学校の方が、学習離れが進み、学校での授業の効果が弱まる傾向がみられ、とりわけ基本的な生活習慣が身につけていない家庭の子どもの勉強離れがあり、学業不振者となる可能性があるという。その結果、「十分な学習資本をもたない若者が大量に社会に放り出されることになる」と指摘している(荻谷 2012)。

また、生活保護制度における教育費保障の観点から、岡部は、貧困の世代間継承を断ち切るためには、現行制度を超えて①高等学校就学費を生業扶助ではなく教育費として位置づけること、②教育支援と養育支援の両輪が必要であり、その上での就労支援、③生活保護枠外の制度の充実、について提言している。自立支援プログラムの一環として、生活保護受給世帯を対象にした塾(学習支援)を立ち上げている自治体もあるが、自治体間格差があり、偏見・差別などスティグマの懸念についても言及している(岡部 2013)。生活保護世帯の子どもの高等学校等・大学等就学について、三宅は、①保護の廃止を含意し「世帯の自立」か「子どもの就労自立」のを条件とし②「教育」が「世帯の経済的自立」の「手段」として位置づけられ、③したがって、「教育＝目的」の観念や「広義の自立」に依拠する「自立助長」の観点が抜けおちていると指摘している(三宅 2015)。生活保護における世代間連鎖を断ち切るための学習支援は、岡部が指摘するようにスティグマの懸念がある。また三宅が指摘するように経済的自立の手段と位置づけられ、本来的な自立支援の観点がなく、運営されていく可能性もあるが、現状では不明である。

社会的養護においても、入所児童は十分な学

習機会が確保されてこなかったため、退所後の社会的自立につなげるため学習支援の重要性が認識されてきた。児童養護施設における中学生の学習塾費、部活動費用(実費)が2009(平成21)年度より認められてきた。高校生は定額の特別教育費のみであったが、就職に役立つ資格取得や進学希望の学習塾等の利用も必要であるという指摘があり(厚生労働省 2011)、2015年度からは高校生の学習塾代の費用が予算に計上されている。なお、社会的養護の高校進学率を一般世帯と比較すると、全中卒者98.4%、児童養護施設児95.4%と徐々に改善してきている。しかし、高卒後の進路に関しては、進学率が低く、就職が多く、全高卒者中の就職は17.4%であるが、児童養護施設児の場合は70.9%という現状が認められる(厚生労働省 2015)。

また、児童養護施設に入所しながら高校進学ができて、「平成17年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書」では高校中退率は7.6%で、全国データの2.1%の3倍強と報告されている(全国養護施設協議会 2006)。平成21年度～平成23年度の調査では、中退率は17.2%で、全国の高校中退率1.7%で社会全体の10倍に上る。また、中退後の生活保護受給率は6.64%、約3割が連絡先不明になるなど生活困難に陥りやすく、自治体間・施設間の格差がありと報告されている(有村他 2014)。もともと学力・学費の関係から公立高校に入学できなかった場合には、私学・サポート校への進学の実選択肢がなく、定時制に限られる例など自治体間格差の課題も大きい。

子どもの置かれている教育機会、生活環境の格差は浮き彫りになり、2013(平成25)年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された。また、生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るため、同年「生活困窮者自立支援法」が制定されている。「子どもの貧困

対策の推進に関する法律」では、貧困の世代間連鎖の解消等を基本方針としており、その具体的な取り組みの一つとして、地域における学習支援の促進充実がうたわれた。2015(平成27)年より、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るための支援がスタートし、自治体による生活困窮家庭の子どもの「学習支援事業」が任意事業として位置づけられている。この点から生活困窮の世代間連鎖を防止するために生活保護、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策を根拠に学習支援事業が各自治体において実施され始めているが、実態は千差万別な状況と考えられる。

Ⅱ 研究方法

(1) 研究のテーマ

このように、子どもの貧困の連鎖を解消する目的から、学校場面以外の学習支援の取り組みが着目されているが、これまでも各地域で実施されている子どもの学習支援は、様々な形態が存在してきた。例をあげれば、古くは大学生によるセツルメント活動、不登校児のためのフリースクール、外国につながる子どもの多文化支援など大学・民間団体・NPOなどで行われ、その経験や支援のノウハウの蓄積があると考えられる。自治体によっては、一般的な塾への学習支援の委託方式なども存在している。しかし、それぞれの事業・団体により、目的も支援方法も異なり、現状における学習支援の実態は、認知されている状況とは言いがたい。

今後、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「生活困窮者自立支援法」の制定を契機として、自治体は学習支援を事業として立ち上げることになり、これまでの民間のノウハウを活用していく基盤ができてきたと考えられる。現状において、特徴のある民間の学習支援事業がどのように実施されているのか、また学習支援

によって、子ども達の変化はどのような面に現れるのか、さらに学習支援が虐待予防となりうる可能性について、実態の一端を明らかにすることを目的として、質的調査を実施することとした。

(2) 研究対象と調査方法

自治体によって委託されて学習支援事業には様々な形態があるが、A市B区では、学習支援型、生活・学習支援型の2つの事業を展開しつつある。

生活・学習支援事業では小・中学生を対象に子ども家庭支援部門が所管し、自信を持たせ学習・進学意欲を高めるための生活支援及び円滑な学校生活を送るための支援をおこなうとされている。実施頻度は週5日13時～18時で、民間の法人に委託されている。

一方、学習支援は、生活保護課が担当し、生活保護世帯の中学3年生(中学2年も含む)に対して高校受験合格を目的として学習支援を行っている。頻度は週2日で18時～20時、民間の法人及び大学、塾を運営する会社などに委託されている。

生活・学習支援型を設置している数は少なく、どのような状況で実践されているかは、明らかになっていない。また、学習支援のみ行っている事業との相違点なども不明である。そのため、生活・学習支援型と学習支援型の両者のスタッフにインタビューを実施し、支援の特徴、支援方法、対象等比較した。さらに、学習支援と生活環境の改善の関連、及び児童虐待予防の効果について、それぞれの事業の可能性を検討していく。

また、実際に子どもと接している大学生の存在は大きいと考えられ、どのような点にやりがいや、困難点を感じているのか、調査を行うこととした。C区では大学を中心に教員養成課程

の学生が学習支援に関わっており、調査に協力をえることができた。大学生にグループインタビューを実施し、学生の学習支援に関する意識について、探索した。

インタビュー調査の実施は、筆者の所属する研究会メンバーの協力を得て、複数で行い、分析も複数で行った。事前に調査の依頼を行い、インタビュー調査の依頼文をお渡ししたうえ、調査の目的を説明し、インタビューガイドアプローチ(Patton 2002)に基づき、インタビューを行った。インタビューガイドの内容は、以下のとおりである。

- ①子どもたちへの学習支援はどのように行っていますか？
- ②学習支援を行う上での困難点はどのような点ですか？
- ③実施する上で子どもたちの変化はどのような点ですか？
- ④学習支援を行っていて良かった点を教えてください。
- ⑤その他、ご意見を教えてください。

インタビューについては、下記の日程で実施した。E事業所、F事業所に関しては、終了後に学習支援を行っている場所の見学もさせていただいた。

①C区D事業所(学習支援事業所)

2015年3月19日18時～19時：学生ボランティア6名にグループインタビュー

②B区E事業所(生活・学習支援事業所)

2015年5月18日18時半～20時半：支援スタッフ2名に調査の目的の説明、その後インタビューの実施。修了後に見学

③B区F事業所(学習支援事業所)

2015年6月8日18時半～19時半：支援者2名に対して調査の目的の説明

2015年7月24日17時～18時：支援スタッフ3名に対してインタビューと見学

(3) 倫理的配慮と分析方法

倫理的配慮に関しては、以下のように説明し、了解を得た。

- ①ICレコーダーで録音し、逐語化して、グループインタビュー法等により分析を実施します。逐語化したデータは研究以外に使用せず、そのまま公表はしません。
- ②分析に際して個人が特定されないように匿名性に配慮いたします。
- ③個別の事例の内容についてではなく、全体の支援プロセスについてお尋ねします。
- ④インタビューの途中でやめることができます。
- ⑤分析結果は、御連絡をいただきましたら、御確認いただく機会を設けます。
- ⑥本研究については、学会等においても発表を検討しています。

インタビュー結果は逐語化し、質的データ分析法(佐藤 2008)を参考に分析を行った。

E事業所、F事業所におけるインタビューは、運営スタッフへのインタビューであったため、生活支援・学習支援の両者の比較を行い、児童虐待予防の視点も探った。一方、D事業所におけるグループインタビューは学習支援を行っている学生に対するインタビューであるため、E・F事業所の分析とは別に、学生の目線で学習支援がどのような意味をもちうるのか検討した。

結果の妥当性については、分析後に、E事業所、F事業所の調査協力者による点検を行うことができた。

Ⅲ 調査結果

(1) 生活・学習支援事業所と学習支援事業所の比較検討

1 概要

E事業所とF事業所は、同じ地域でそれぞれ高齢障害、若者支援という異なる領域で実績の

ある法人である。

表1に示すように、E事業所は、以前は地域振興部門、現在は子ども家庭支援部門が管轄し、小中学生を対象の生活・学習支援を行っている。F事業所は生活保護家庭の中2、中3を対象に学習支援を行っている。利用対象の人数は、E

生活支援事業では小学生が中心で一日につき上限8人、F学習支援は、週2回中学生30人が限度となっている。いずれも、常勤スタッフの他に学生の支援者の存在がある。支援者と子どもの人数は1対1が望ましいが、3対1になることもある状況である。

表1 事業体制の比較

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢・障害者支援の法人。学校に行かず在宅する子の支援が必要と考えた。 • 開設時は放課後支援の地域振興部門が担当、現在は子ども家庭支援部門が担当。 • 一戸建ての住宅 • 常勤2名、非常勤2名と大学生ボランティア 利用対象は要綱上は小1から中3。一日につき6名～8名が定員 • 毎週5日間 • マンツーマンか2人、3人が限度 	<ul style="list-style-type: none"> • 若者支援の法人 • 保護課の事業、開設時より予算が4割カットで非常に厳しい。 • 場所は法人の若者支援をしているスペースを活用。 • 常勤1名、アシスタント10名。心理学部の学生が中心 時給約1,000円 • 登録者数43名。 • 生活保護受給家庭 中3生対象。H27.4月からは中2の子も対象。1日30人までの受け入れが限度。実際は20～25人。 • 毎週 水、金 18:00～20:00 • 1対1の支援が望ましいが、最近3対1

表2 新しいニーズへの対応

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> • 中学生への夜の活動は、法人独自事業。赤字で法人が負担。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学習支援予算以外に、試験前や日曜日にボランティアで来てくれる学生もいる。 • 学習支援を巢立っていた高校生のフォロー。今年度からはふれあい助成金(市だと30万円出る。)

表3 利用している子ども・家族の特徴

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの利用に関しては子ども家庭支援担当を通して受け入れ。 • 子どもはほとんどひとり親世帯、若い世代で養育力が低い世帯が増え、養育支援、生活支援が必要。 • 小学生は徒歩圏、中学生は自転車に通える範囲。関連があるのは小学校は4校、中学校は3校。学校と子課の連携で気になる子はピックアップされて、行政がかかわっている。 • 活動始めて2年で、半数が来られなくなり、その子たちへアプローチが非常に重要。それに合わせての柔軟な制度設計が必要。 • 親ごさんへのフィードバックは連絡帳来なくなった子のアプローチは、学校にお迎えに行っていることもある。家庭訪問、面談も実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生活保護世帯(生活困窮世帯も対象であるが現在はいない) • ひとり親家庭多く、大人を信用できないとか学力に自信がない子が多い。親以外に世の中には信用できるおとながいる、あなたを助けてたい大人がいるんだということを知ってもらうことが大事。 • 学校に行けていなくても月1回学習支援にだけは来る子もいる。 • おなかずかせて来る子がいる。交通費がない子がいる。親に「手続きのこと」が伝わらないこともある。

学習支援事業における児童虐待予防の可能性

両事業所は、新しいニーズに対して、法人が独自に支援を行っている。表2のとおり、E事業所は、小学校から支援していた中学生への夜間学習支援を行い、F事業所では、試験直前の学習と学習支援を卒業した高校生へのフォローを実施している。

利用している子ども、家族の特徴としては、表3のとおり、どちらの事業もひとり親世帯が多い。

E事業では、小学生の場合は徒歩圏、中学生は自転車を通える範囲である。生活習慣のみなおし、体験を重視しているが、来られなくなる子どもへのアプローチが必要であり、保護者へ

は連絡帳などを活用し、面接、家庭訪問も実施している。

一方、F事業所の場合、区内の生活保護世帯の子どもを対象としているが、中には不登校の子ども、おなかをすかせている子ども、交通費がなく長時間歩いてくる子ども、保護者が手続きの理解がない場合などがあり、学習支援とともに心のケアを重視している。

表4に支援の特徴としては、どちらも基礎学習を重視しているが、E事業所は、生活体験、食育を特徴としており、日々の行事に加え、野外体験、SSTなどを取り入れ将来何になりたいかによって学習のモチベーションを高めてい

表4 支援の特徴

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援担当の連携会議に参加、学校カウンセラー、専任と情報交換、顔が分かりやすい。 青少年の居場所を作るという方向であったが学習支援の色が強い。費用は一日100円。 基本理念は①生活習慣を整える、②学校を楽しく、③生活の体験、経験を積んでいく。 生活習慣については、挨拶、礼儀などしつけのし直し。身だしなみを整えるというところは厳しくやると、それが嫌でこれなくなる子もいて、むずかしい。 生活基礎の部分から見直して読み書き計算、体操・ゲーム等体を動かすことをやる。イベント体験、野外体験、SST、実験、一緒に鍋を囲むなどの体験。 将来何になりたいかは、勉強するにあたりモチベーションになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護部門の教育支援専門員に塾の様子を伝える。学校との連携はうまくいっていない。 学習内容は、生徒がやりたいもの。学校の宿題など。通常の学習の時は中1～2年の内容を中心に、小学校の内容まで戻って行く場合もある。 定期試験前は基本的にはその範囲を集中して勉強している。 野球のボードのようなものに、子どもとボランティアが組むかを決める。前準備をしっかりとやっている。 できたところをほめていく。得意なところを伸ばす 一番力を入れているのは「心のケア」生徒への具体的な声かけは、共感、ねぎらい、否定をしない。 解決ではなく、話を聞いてあげる。そうすると生徒の問題が聞けることがある。

表5 支援している学生の存在

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> 大学生は子ども達と近い、子どもたちがより身近に見える自分のロールモデル、人生のモデリングができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「僕なんかが教えてもいいの?」というような自信の無いアシスタントもおり、逆に児童に寄り添っている。 先輩アシスタントの姿を見て、後輩アシスタントが体得している。 アシスタントと話をすることを楽しみに来る生徒もいる。年の近いお兄さん、お姉さんというかわりが近いアプローチになる。キャリアモデルになっている。

る。あまり、生活面で、身だしなみの指導などすると来なくなることもあり、難しいという。F事業所では、学習支援の上で、心のケアを重視し、子どもの話を聴き、共感、労い、否定をしないことを心がけているという。

支援している学生の存在は、表5どちらの事業所にとっても、スタッフより年齢が近く、子どもにとって、ロールモデルとしての存在となっている。

それぞれの事業所において、表6子どもの変化として、コミュニケーションが取れるようになる、よく話すようになるなど認識している。

また、子どもが安心できる居場所となり、児童虐待の予防としての意味があるが、表7に示されたように、E事業所では、子どもの変化に気づく、保護者の悩みを相談にのり関係機関につなげる、カンファレンスする等共有している。F事業所でも表3の利用家族の特徴として、生活保護を受けていてもおなかをすかせている子ども、交通費がない子もいるなどネグレクト

状況について散見される。

評価については、E事業所では生活支援が中心であるため、測定が難しい。F事業所における学習支援の場合、高校の進路結果が評価につながりやすい。生活面の改善、コミュニケーション力などは、目に見えにくく、評価しにくい。生活支援の前段における子ども食堂などのアウトリーチ的アプローチが今後の展望として挙げられた。また、表2にもあったように、中卒後の高校生への支援は、若者支援、引きこもり支援との連携をおこなっている法人としての特徴が生かされている。

2 小括

生活・学習支援型のE事業所と学習支援型のF事業所は、管轄する部署が異なり、支援形態に違いがある。前者は一戸建の一般的な住居で、台所・お風呂があり、小学生を中心に生活習慣の見直し、学習支援活動が行われている。それに比較して、後者は、学習塾のような外観で、

表6 子どもの変化

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> • コミュニケーションの取り方うまくなり、学校の友達と遊びに行けるようになる子もいる。 • 毎年夏休みにいろいろな問題をおこしていた子が、通うようになり2、3か月で夏休みむかえたが、初めて警察に補導されなかった。 • 友達関係が理由で不登校の子がきて、たくさん大人のたちと話している。大人はいろいろくんでくれるので安心感を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 身構えていた子がよく話すようになる。家で認められていない子が多い。 • 「将来何になるか決めた、将来学習支援をやる」という生徒もおり、アシスタントがキャリアモデルになっている。

表7 児童虐待の予防的役割

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> • 定期的に子どもたちが活動に来るため、少しの身体や表情の変化に気が付くことができる。 • 保護者の相談にも乗っているため、保護者が抱えている悩みや状況などを共有することができる。早急な必要があれば、関係機関へ繋いだり、カンファレンス等の機会を使って支援機関で情報を共有することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 問題が多い子の方が来る。家に居づらい。家に居場所がないからここに来るしかないということもあり得る。 • 虐待発見、予防。日頃の会話、関係づくりの中で発見するしかない。 • 関わりが特徴的。初めて会う人に対しては、会った瞬間は豹のように怯えた目で私たちににらむ。

学習支援事業における児童虐待予防の可能性

生活保護世帯の中学2、3年生の子どもを対象としており、人数も多く、ハード面、規模等全く雰囲気が異なるものであった。共通する点として、対象はひとり親世帯が多く、不登校傾向の子どもが多いことがあげられる。また、支援する学生が子どもの将来的なモデルになる点、ネグレクト等、子どもの状況の厳しさについて触れられた点も共通していた。

(2) 支援学生へのインタビュー結果

1 概要

インタビューを実施した学生6名は、同じ大学であるが、学科は様々で、教職課程をとる点のみ共通している。将来的に教職に就く可能性があり、子どもに学習を教えることについて

のモチベーションは高く、教え方についてなど様々な工夫が多く語られた。

学生が行っている支援方法の工夫としては表9に示した〈①基礎に戻るなどの教え方(1対1を基本、小学校の教科書の活用、手作りの教材など)〉、また〈②学習するうえで子どもと関係性を築くこと〉、コミュニケーションをとる事や、目標・目安を設定しクリアしていくこと、ほめることがあげられた。

学生が感じる支援上の困難は(表10)〈①学生側の時間的制約、学習支援をおこなううえの力量、体制上の課題〉に加え、〈②子どもの要因、生活環境の厳しさへの気づきとアプローチの難しさ〉があげられた。

そうした困難点はあるが、表11に上げられ

表8 評価、今後の展望

E事業所 生活・学習支援	F事業所 学習支援
<ul style="list-style-type: none"> 効果の測定は全くやっていない。はっきりしない。 ハイリスクアプローチで作られている。もっとポピュレーションで中からピックアップする機能を充実させないと予防、事前の手立てができない。 地場で活動できるような団体へ支援し、子ども食堂とかからが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ベースは学校の進路相談であるが、中には受験校のランクを落とした子もいるもの、一昨年31名、去年39名、全員合格をした。 塾代を出せばいいという考えとは根本的に違う。人を信頼する土台がないと勉強など子どもは乗ってこない。 中卒での就労の困難さ、高校中退の心配あり、誰かが見ていないと、その子がカウントされない、社会とのパイプが切れてしまい、ひきこもりになってしまう。

表9 学生が行っている支援方法の工夫

①基礎に戻るなどの教え方	②学習するうえで子どもと関係性を築く
<ul style="list-style-type: none"> 中学生で、かけ算、分数できない子もいるので、できないところに戻って基礎からから学習。 やっている中で復習が必要だと感じたときには、小学校の教科書を活用。 1体1を基本、先生が作ってくれる教材は手作り感があるので自分たちで教材を作ったりする場合もある。 学生の人数によっては、1対1で見れない場合もあって、学力が近い生徒同士を組み合わせ生徒同士が考えたり、教え合ったり、助け合うよう意識して取り組む。 外国の生徒もいて小学校の漢字もわからないため、数学を教えているときでも、文章題で漢字を教えるなど教科に拘らず教えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 勉強を教える前に、生徒が緊張していることもあるので、まず関係性を築く。 軽いコミュニケーションからはいる。生徒のやりたいことだけでなく目標だったり、目安を設定して、どんどんステップアップするようにしている 必ず1つは、ほめて、オーバーなくらいほめるようにしている。

るように、学習支援を行う中で、子どもの変化も感じており、〈①学習効果の実感〉があり、〈②受け身だった子どもの能動的な変化〉に気づき、さらに〈③保護者からのフィードバック〉がプラスの効果になることも指摘されている

学生としてのやりがい、やって良かった点としては、表12に示されたように、〈①子どもに

学力、自信が付き成長の実感〉〈②子どもの居場所、キャリアモデル〉となっており 〈③生活保護家庭の環境を知ったことなど大学生側の成長〉である。学生は、自分の生活環境と子どもたちの生活環境の違いに現時点で配慮を必要と感じ、さらに、生活保護家庭の生活環境を知ったことが将来的に教員になった時に役立つと感

表10 学生が感じる支援する上での困難点

①学生側の時間的制約や力量、体制的課題	②子どもの要因、生活環境の厳しさへの気づきとアプローチの難しさ
<ul style="list-style-type: none"> • 学校内での状況というのをなかなか知れない。限られた曜日でどう関係を築いていくか考える。 • 夜遅い時間になるので、子どもが帰る道が心配だし、大学生の拘束時間とかも長くなるので、やりたいことはたくさんあるが、別にやっている。 • 社会が専門で、専門以外教えるのが難しいと感じる。担当が代わり、情報が伝わらず、教え方が違ったりして難しい。 • 教える前、1、2年生は授業もフルであり、準備不足になりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生徒同士の関係がなかなかよくなる。 • 経済的なことから精神的に不安定になったり、継続的にこれない子もいるので、間が空いたりして勉強がすすまない。 • 教材でも英語を教えていて「私のお父さんが」と言う所で、ここにいる子は「オレお父さんいないし」という子がいてを気を付けなきゃと思った。 • 帰ればご飯があるの当たり前で、恵まれていると言うことが、生徒と接する中で気づいてきて、生徒の中には、今日は、ご飯が食べれない子もいて、生徒のことを理解しながら話を進めることに気をつかう。 • 1、2ヶ月これない子がいるが、アプローチも簡単ではなく、区役所経由でやってもらわなく手はいけなくて難しい。

表11 学生が感じる子どもの変化

①学習効果の実感	②受け身だった子どもの能動的な変化	③保護者からのフィードバック
<ul style="list-style-type: none"> • 自分からバカなんだよねと言う子が、毎回英語の単語小テストやり、だんだん覚えられて、10点とれるようになった。、自分はクラスで1番バカだけど、単語は覚えると口にするようになって、「だけど」と続くようになり変わったと思った。 • 学校ではオール1で、勉強が然できない子、半年一生懸命やって、何とか基礎をつみかさねていって、定時制にいかかと思ったら全日にいった。毎朝早い時間に起きて学校に行って、部活もやっていると聞き僕たちがやっていることは意味があると思った。 	<ul style="list-style-type: none"> • おとなしい生徒とかで、私から聞いていた子がだんだん自分から言うようになったり、自分から何かやるようになって変化を感じる。 • 教材を提示していたのを自分から持ってきたときとか、生徒から大学生の名前を呼ぶようになったりするとちょっと慣れたのかなという気持。 • 緊張感で始まるが、自分たちの工夫を続ける中で、最初には下むいて、助言しても耳にはいない子だったが、自分から、こういうことがあるんですと目を見て話し、自分から顔を上げていて、言うようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 保護者の方から嬉しい言葉をいただく事もあると嬉しい。

学習支援事業における児童虐待予防の可能性

じている。

学生からの要望と課題としては、表13 ①
安心して受け入れられる運営体制〈②学校保護

課との連携・相談できる場〉〈③学習支援システ
ムの充実〉等、実際に携わったことからくる貴重
な指摘が述べられている。

表12 学生が感じるやりがい、やって良かったこと

①子どもに学力・自信が付き 成長の実感	②子どもの居場所、 キャリアモデル	③生活保護家庭の環境を 知ったことなど大学生側の成長
<ul style="list-style-type: none"> 先生のお陰でテストできたよとか、成績が上がったと言ってくれるのは目に見えて分かり易いのでやりがいがある。 生徒が、結構簡単だったと言ってくれ自分の教え方が良かったと分った。 自信が持てなくて、教えてもらっているときはできても、いざテストで、自分の力が出せない子とか、前回より上がりましたとか、目に見えて、自信がついたと生徒が感じられるとやりがいがある。 人に対して挨拶できなかった外国につながる子が、高校に合格し、生活保護の担当の人に、ありがとうございますと挨拶で、人間としても成長できたと思うこと。 担当していた子について、悩んで悩んでどうやって進めたらいいか、どうやったら来てくれるようになるかなとか悩んだ文だけだけ、最終目標は高校にはいることで合格できたよと言ってくれたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が楽しそうにしていたり、笑顔でいてくれたり、ときには悩みを打ち明けてくれたり、居心地が良いのなら、やっていて良かったと思う。 高校に合格して、この先生達が良かったから、この大学に行きたいと言ってくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の家庭で育っている子のことは、今まで分からなかったもので、家庭環境を知ることができたのは、やっぱり大きい。 生活保護家庭の子どもと関わる機会がなかったもので、悩みや、家事を全部でやっている等、教員になったとき勉強ができない理由には家庭環境も関わるんだと分かっているとは違うと思う。 大学生同士の絆が強まったと思うのですが、ひとりひとり生徒の支援を考えるに当たって、大学生同志で意見を出し合って一生懸命になれたし、中学生に絆を作ってもらって良かった。 この支援自体を大学生の段階で携われることは将来のプラスになると思いますし、自分以外の人が生徒とどう関わっているのか見る機会も参考になる。自分たちも成長していると感じたりもする。

表13 学生からの要望と課題

①安心して受け入れられる 運営体制	②学校・保護課との連携・ 相談できる場	③学習支援システムの充実
<ul style="list-style-type: none"> 課題になっていることは、学生の人数が少ない事 生徒が休んだときに連絡してくれると良い。そういうときばかりではなく、こちらから生徒に直接連絡することができなくて、来ないと、何か遭ったときに、誰も所在が分からないようだ心配。 卒業した子が元気な姿を見せてくれると嬉しいが、この体制では戻ってくる体制がない。大学生も変わってしまうし、その後楽しくやっているのかなと、連携がとれると良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の言っている中学との連携がもうちょっとほしい。外国籍の生徒とか、取り出し授業とかやっているが、どうやっているのか、こちらでもどう教えたらいいか、学校側とも相談できると良いと思う。 関わっている人が集まって、大学生が思っていること困っていることを相談できる場。 	<ul style="list-style-type: none"> 準保護のことか外国籍の子とか、躓いている子、なかなか中に入れない子のネットが必要、全員が何かしら地域の力を受けられるようなシステムになると良い。 アドバイザーの元校長先生や教員の方がいて、ボランティアへの支援がある。ここは恵まれているが、こういう事業は子どもと教える学生への支援が必要。

2 小括

学習支援を行っている学生は、子どもの言動や学習方法等について、情報の交換を行い、学習支援方法について工夫していることが伺われた。学生側が子どもを受け止めていくかわりの過程で、子どもの言動が能動的に変化し、学習効果にも結び付き、学生側もやりがいを感じる様子が語られた。また、ひとり親の子ども、外国籍の子ども、家事を担う子ども、食事の用意がない子どもなど、生活保護世帯の生活環境の厳しさについて、学生の理解が深まっている。さらに教員になった場合に、こうした子どもをとりまく環境についての認識が、将来役立つと学生自身が感じていた。学生たちは、多様性への理解や配慮、学習困難な子どもたちへの具体的な支援について、この事業の経験の中で学んでいると推察された。

IV 考察

(1) 子どもに対する支援としての期待と課題

生活・学習支援型のE事業と学習支援のF事業は対象年齢、アプローチ、支援の方法など異なっている。さらに学校など関係機関との連携方法も異なっている。表4にあるように、E事業の場合、子どもに関わる関係機関の連携会議に参加しているが、F事業所では、生活保護課のみと連携している。この点は、所管している行政機関の連携方法に類似していると推察される。子ども家庭福祉部門は、児童虐待等にかかわり、要保護児童対策地域協議会の運営をするなど子どもに関わる関係機関との連携を日常的に行っている。一方、生活保護部門の場合には、世帯主等中心の支援が中心であり、子どもの関係機関との連携会議の主催を行うことは少ない。そのため、それぞれ主管する部署の特徴が反映されていると考えられる。

次に、支援している子どものアフターケアに

ついてであるが、小学生支援の場合は中学生、中学生支援の場合は高校生になってからの支援が課題である。この度の調査では、両法人ともに、これらの新しいニーズに対して、法人独自で先駆的な対応を行ってしのいでおり、公的な支援においては、今後の課題である。

この点イギリスにおいては、周産期から社会に出るまでの継続的で総合的支援プログラムが策定・実行されており参考になる(岩重・埋橋・フラン 2011)。

生活・学習支援型における支援内容は、不登校支援のフリースクールに類似しているが、対象は異なっている。一般的フリースクールの場合、文科省の調査では、一団体平均約13.2人が利用し、費用は月額平均33,000円の負担となっている。小中学校の不登校の児童12万人のうちこうした民間団体に通う子どもは約4,200人である(文科省 2015)。このように一般的なフリースクールには費用負担があるため、生活困窮世帯の場合には利用困難な世帯が多いと考えられる。今回の調査では、生活・学習支援型の利用負担は、一日100円としており、これまでフリースクールには通えなかった生活困窮世帯が対象となる。なお、この度調査を行った事業所の場合、規模は若干小さく、生活面の支援、体験が重視されているが、生活面の指導が厳しいと来なくなる子どもがおり、柔軟な運営と来なくなる子どもへのアウトリーチが必要ということであった。

自治体によっては生活保護世帯の学習支援型は、一般的な塾に委託している自治体もあるが、今回のインタビューでは「塾代を出せばよい」という考えとは根本的に違う。人を信頼できる基盤、土台がないと勉強など子どもたちは乗ってこない。」という意見があり、また学生のインタビューにおいても〈学習するうえで子どもと関係性を築くこと〉、コミュニケーションをと

る事や、ほめることの重要性が指摘され、非常に相互作用の高い面が見受けられた。将来、教師を目指す学生にとっても、学習と生活環境の関連性の気づきが語られ、学習と家庭環境についての福祉的な視点、貧困との関連性に理解を示すことができるきっかけになる。

学習による教育的効果として、子どもと支援者との相互交流によって、子どものコミュニケーション力がついていくと考えられるが、評価基準としては、公立高校への入学が何人等の成績に焦点化されやすく、子ども一人一人のコミュニケーション力の変化は、可視化はされにくい。なお学習支援に関して、スティグマの懸念があったが、今回のインタビューでは、その点は不明で、むしろ学習支援は保護者にとって抵抗感なく受け入れやすいような印象である。

学習支援事業の対象は、ひとり親家庭、外国籍などが多く、保護者自身も不登校傾向であったり、養育能力の低いなど子どもに登校させるという認識が乏しいこと、子どもが家事全般を担っていること、また食事が用意されていないなどネグレクトの傾向が垣間見られる。児童虐待の対応としてとして、生活支援型では、入浴、食育などの支援は可能であるが、学習支援型ではご飯が用意されていない子へのフォローまでは対応困難である。一方、いったんネグレクト以外の、身体的虐待などが発生すると、生活支援型の場合に、利用者が近所に居住しているという地域性から情報が筒抜けになる可能性が指摘された。現状では、第三次予防(家族再統合・重度の虐待事例)に関して、子どもが一時保護された場合に戻ってきにくくなること、子ども自身も居場所がなくなることなど限界があると推察される。しかし、両事業ともに、虐待の早期発見という第一次予防、第二次予防としてのハイリスク対応、特に在宅のネグレクト支援については十分に期待できる。

(2) 研究の限界と意義

本調査は、ごく一部の事業所のスタッフ、学生へのインタビューであり、学習支援の内容に関して、普遍化できるものではない。

しかしながら、生活学習支援型、学習支援型の対象と支援アプローチの相違点を理解することができた。子どもの話を聴き、関係を作る中で、受け身だった子どもが学力をつけるだけでなく、自ら言葉を発し、コミュニケーション力をつけ成長していく過程についてはそれぞれの場で、同様に語られた。さらに、支援を行っていく中で卒業し、次のステップに行く子どもに対するアフターフォローのニーズが生じ、法人独自の先駆的な支援を実践していることも言及された。これらの新しいニーズは、今後、行政サイドでもシステム化されることが望まれる点である。

学習支援を行っている学生からは、生活保護に準ずる生活困窮世帯、外国籍の子どもへの地域のネットワークの必要性、支援している学生への支援など経験に基づく貴重な提言を得ることができた。学習支援の経験は、子どもの置かれている生活環境の要因について学生が理解するとともに、学生が子どもたちのキャリアモデルとなる意義も大きい。学生にとっても将来的な糧になり、福祉的視点を持つ人材を育成していく仕組みになりうると考えられる。

児童虐待の予防に関しては、生活・学習支援、学習支援型のどちらもともに、細やかな個別の支援が行われている実態が明らかになった。行政、学校などの公的機関だけでは実施できない学齢層への新たな支援であると言える。しかし、こうした支援も現状では、地域のごく一部での実践であり、また、実際の虐待に関しての第三次予防については限界があり、社会的養護の実践との交流など今後の課題である。

この度、調査にご協力をいただき、貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。このインタビューが今後の取り組みに役立つことを願っています。

【文献】

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困—日本の不公平を考える—』 岩波新書.
- 阿部彩, 2014, 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える—』 岩波新書.
- 有村大士・山本恒雄・永野咲, 2014, 「児童養護施設におけるアフターケアの専門性と課題に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』 49: 1-18.
- 浅井春夫, 2010, 『脱「子どもの貧困」への処方箋』 新日本出版社.
- 岩重佳治・埋橋玲子, 2011, 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』かもがわ出版.
- 賀川豊彦, 1919, 「救済研究」7,9. 老川寛監修, 2001, 『家族研究論文資料集成明治、大正、昭和前期篇 第24卷隠居 分家 親子』 クレス出版.
- 荻谷剛彦, 2012, 『学力と階層』 朝日文庫新刊.
- 厚生労働, 1981, 『児童相談事例集(第13集)』 日本児童福祉協会.
- 厚生労働省, 2011, 「社会的養護の課題と将来像」
- 厚生労働省, 2015, 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1900000Koyoukintoujidoukateikyoku/0000090493.pdf>, 2015.8.3).
- 松本伊智朗編著, 2010, 『子ども虐待と貧困—「忘れられた子ども」のいない社会を目指して—』 明石書店.
- 三宅雄太, 2015, 「生活保護制度における高等学校等・大学等就学の「条件」に関する研究—「生活保護制度の実施要領」の分析を通じて—」『社会福祉学』 55(4)1-13.
- 文科省, 2015, 「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査の結果(概要)」
- 岡部卓, 2013, 「貧困の世代間継承にどう立ち向かうか—生活保護制度における教育費保障の観点から—」『貧困研究』 11, 29- 39.
- Patton, Michael Quinn, 2002, “Qualitative research and evaluation Methods” Thousand Oaks Calif.
- Pelton L. H., 2006, 「児童虐待やネグレクトにおける社会環境的要因の役割」(山野良一訳), 上野加代子編著『児童虐待のポリティクス—「こころの問題」から「社会の問題へ」』明石書店, 101-155.
- 三田谷啓, 1928, 「社会学研究」6,6. 老川寛監修, 2001, 『家族研究論文資料集成明治 大正、昭和前期篇 第24卷隠居 分家 親子』 株式会社クレス出版.
- Tess Ridge, 2010, “Childhood Poverty and Social Exclusion” The Policy Press (渡辺雅男監訳)『子どもの貧困と社会的排除』 桜井書店.
- 全国児童養護施設協議会調査研究部, 2006, 「児童養護施設における子どもたちの自立支援の充実に向けて—平成17年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書」